

# 南砺利賀みらい留学長期コース運営規則及び心得

富山県南砺市教育委員会  
公益財団法人育てる会

## 【凡例】

本運営規則及び心得の用語は以下、次のとおりとします。

- 南砺市利賀みらい留学センター（スターフォレスト利賀） → センター
- 南砺利賀みらい留学（長期コース） → 長期留学
- 南砺市利賀みらい留学センターへ留学する子ども → 留学生
- 南砺市立利賀小学校・利賀中学校 → 小学校・中学校
- 山村留学センターを離れて生活する地域家庭ホームステイ → ホームステイ
- 南砺市利賀地域長期宿泊体験協議会 → 利賀地域住民
- 公益財団法人育てる会 → 育てる会
- 保護者会 → 保護者会は、本心得を基本に保護者の相互協力と南砺利賀みらい留学活動の支援を行なうために設立されたもの。「長期留学生保護者に対しては、留学決定前に細部について説明し加入していただきます

## 1. 目的

南砺市の長期留学は、義務教育期間中の児童生徒が、長期にわたって親元を離れ、豊かな自然の中で集団寝食及び各種の自然体験、労働体験、農山村生活体験を行うことによって、活力のある人生を送るための「生きる力」の芽を体得することを目的としています。

この目的を達成するためセンターでは以下のとおり保護者の心得を定めています。

なお、留学生の受け入れは、南砺市教育委員会が事業主体となり、利賀地域住民がセンターの運営にあたり、公益財団法人育てる会の企画・指導のもと行います。生活と活動の指導はセンター常駐の育てる会の専門指導員が行います。また、ホームステイ期間中は、各ホームステイ宅が責任を持ってその指導を行います。

## 2. 長期留学開設期間（留学生の受け入れ期間）

- (1) 毎年4月1日より翌年3月31日までの1ヶ年を単位とします。
- (2) 健康上、その他の事由でやむをえず一定期間継続して休む場合は、「休止願」を提出してください。
- (3) 継続も可能です。その場合は別に定める期間内に継続の意向を文書で提出していただいた上で、南砺市教育委員会が育てる会・学校・ホームステイ宅の意見を参考に、継続の可否決定を行います。

### 3. 留学資格

令和5年度に、小学3～6年生となる児童または中学1・2年生となる生徒で、次の基準を満たす者とします。また、前年度に中学2年生として留学し、且つ継続を希望して認められた場合は、中学3年生も対象となります。

ただし、食物アレルギーなどのアレルギーがある場合や専門機関による定期的な治療（日常の服薬を含む）を受けている場合は、願書提出及び面接前に具体的な現状を必ずお知らせいただくこととしています。

なお、留学後、次の基準を順守できない場合は留学中止を勧告する場合があります。

- (1) 児童・生徒及び保護者が南砺利賀みらい留学の理念を深く理解していること
- (2) 児童・生徒は、
  - 1) 心身ともに健康で、利賀村での生活と学校通学を希望し、自身が長期留学を決意していること
  - 2) 日常生活が適切に行え、自身はもとより他者を大切にするなど基本的な集団生活の規律が守られること
  - 3) 保護者と離れてセンターとホームステイでの生活が適切に行えること
  - 4) 通学する学校において、普通学級での学習と生活をおくることができること
- (3) 保護者は、
  - 1) 何事にも協調と和の精神で臨み、センターの諸活動へは可能な限り参加し、保護者会の運営に積極的に携わること
  - 2) 保護者費用負担を滞りなく納入すること

### 4. 保護者の協力

長期留学の重要な目的は、子どもの「自立」にあります。それを達成するために、①自分から行動する ②耐える ③自分のことは自分でする ④他人の立場を大切にする、を指導の柱としています。

これらの趣旨の実現を期すためには、保護者の誠実な協力が必要ですので、以下にあげる各項についてその意図・内容を理解し、留学する子どもに、指導員と協力して適切な指導・助言をお願いします。

- (1) 留学生は、地元の児童・生徒同様に小学校・中学校でしっかりと学ぶと同時にセンターやホームステイでの生活では家庭学習を優先して行います。そして、整理整頓や洗濯等も自身で行い、そのような多忙な生活の中から時間を作りさまざまな体験活動を行います。

- (2) 長期留学の生活は、「歩く」ことを原則としています（緊急時及び指導員が認めた場合を除く）。したがって、保護者が現地を訪問した際、みだりに留学生を車に乗せないでください。保護者が買物等の目的のため、留学生を連れてセンター外へ出向く必要が生じた場合は、指導員の了解を得てください。
- (3) 長期留学では、欲求不満に対する耐性をつけることを重要な課題としています。そのため様々な機会を利用して、欲求が満たされなくても、苦痛を感じることなくそれに耐えられるような心身の育成を図ります。
- ① 今日の子どもから欲求不満耐性を奪っている要因の一つは、まず金銭の自由浪費環境であることを子どもたちによく理解させ、留学中は一切金銭を使わず、それに耐えてみようという生活目標を持たせます。
  - ② これに準ずるものとして、マンガ、テレビ、ゲーム類、携帯、スマートフォン、パソコンがあげられます。これについても、留学中はできる限り触れることのないような生活目標を持たせます。
  - ③ 日用品や服装等についても、廉価で質素なものを大切に使うよう指導します。留学生を、都会的な生活や浪費環境から切り離れた生活環境におくよう意図しています。
- (4) 留学生の日用品は、出来るだけ少なく必要最低限の量とし、それを、大切に、繰り返し使うよう配慮が必要です。
- 留学生活中に留学生から必要品の発送を要求された場合でも、この考えにたって判断してください。また、判断に迷うような場合は、必ず指導員に相談してください。
- 特に、服装に関する留学生からの要求に関しては、ファッション性を排し、山村生活に相応した実用的かつ合理的で廉価なものに徹するよう、配慮、指導をお願いします。
- (5) 留学生宛てに荷物を送る場合、食品に類するものを同封しないでください。また、保護者がセンターを訪問する時に食品等を持参する場合は、全体に配慮したものとしてください。
- (6) 保護者と留学生との郵便物による交流は大いに勧めます。その手段は「郵便ハガキ」を用いることを原則とします。往復書簡や文通というかたちで親子のつながりをより強めてください。いま現在もそうですが、EメールやLineなどSNSを活用した生活が当たり前となっていきます。この機会だからこそ身に付けておきたい書簡という手段を親子で行いましょう。
- 留学生がホームステイ宿泊中でも、指導員を経由して留学生の手に渡しますので、センターへ郵送してください。
- また、保護者がホームステイ宅や留学生へ直接電話することは、緊急時を除いて原則として禁止しています。やむを得ずその必要が生じた場合は、指導員へ連絡し了解を得てください。

- (7) 長期留学では、指導員及び受け入れホームステイ家庭が保護者となりますが、連絡事項の混乱を避けるため、指導員が窓口となっています。
- したがって、学校やホームステイ宅との連絡は、指導員を経由することを原則とします。ただし、緊急の場合や指導員の承認を得た場合はこの限りではありません。
- (8) 保護者の留学先訪問は、学校、センター、ホームステイの別なく、長期留学の年間活動計画に定められた日時に行ってください。ただし、個人的事情により訪問の必要性が生じた場合は、指導員に相談してください。
- (9) 学校行事には、この心得を遵守しつつ保護者会で相談のうえ、積極的に参加し交流を図りましょう。また、ご参加いただきたいセンター活動・行事が（学校行事含む）年6回前後あります。日程調整の上、必ずご参加ください。
- (10) 学期末に渡される通知表には、必ず目を通し、保護者記入欄に記入し、押印してください。また、長期休業中の宿題は特殊な事情のない限り保護者の責任で完成させてください。
- (11) 留学生の帰省中は子どもとの対話をとおし、留学先での子どもの心身状態についてできるだけ把握するようにしてください。
- もし、いささかでも指導配慮を必要と感じた場合は、遅滞なく文書か電話で指導員に伝えてください。
- (12) 留学生が休暇で実家に着いた時や休暇を終えて実家を出発する際は、所持品について、みらい留学の趣旨に則りその中味を厳密に点検してください。なお、旅費として金銭を持参させた場合は、その残額すべてを指導員へ渡すよう伝えてください。
- (13) 保護者のホームステイ宅に対する季節の心付け等は、単独では行なわず、保護者会の方針に従ってください。
- (14) 長期休暇における帰省及び帰村等については、センターでの集合・解散を原則とし（最寄りの駅等への送迎の便宜ははかります）、保護者の責任下で行ってください。また、日時はセンターの年間指導計画に定められた日とします。
- (15) 保護者は、すべての留学生の親であるという認識に立って行動してください。

(16) FaceBook、Line、ツイッター等のSNS環境が拡大し、個人でネット配信による情報交換や情報発信が容易にできる時代になりました。保護者がセンターに来園され子どもたちの活動写真や動画を撮影されることは良いですが、良識と節度のある利活用をお願いします。また、ホームステイ宅とのやりとりにLineなどの手段を用いることは基本的に認めません。

(17) 予防接種は住民登録をしている市町村で受けることになっています。そのため、留学生は留学後住民票のある南砺市で受けることになるため夏休みや冬休みの帰省中に親元では予防接種をしないでください。南砺市で受ける定期接種の際に予診票と委任状を保護者へ送付し、記載・自署していただいた書類を返送してもらい接種を受けさせます。

(18) 高校受験、中学校受験など留学生の進学先の情報収集や受験対策、受験時の対応は保護者に行っていただきます。学校は受験願書に必要となる書類の作成や受験相談を行います。

なお、富山県内の高校を受験する場合は早めにその考えを教えてください。

## 5. 個人情報について

みらい留学センターが発行する長期留学通信や、ホームページ、ブログ等のインターネット媒体、テレビや新聞、広報誌等の取材は、長期留学の様子を広く紹介し、留学活動の円滑な実施と当会事業全体の普及啓発を目的としています。

この目的の範囲内において、それらを掲載する事についてご理解いただき、特段ご希望がある場合には留学時にお申し出ください。なお、子どもたちの著作物や職員撮影写真・映像等の著作権は南砺利賀みらい留学に帰属します。

また、留学に至るまでの長期留学参加申込の際の留学願書と調査票、留学時の健康調査表等に記載されている個人情報は厳正に管理します。学校の成績や心身の様子などの学校生活に関する事項の把握についても、留学生の指導上必要ですので同様に管理しますのでご理解ください。

なお、上記の事項は南砺市教育委員会、育てる会、留学生保護者の三者の取り決め事項とします。留学前に承諾書をいただくこととなりますので、ご承知おきください。

## 6. 月謝及び諸費用

(1) 月謝（年間の留学費用を12か月で割った1回分のことをさします）

小学生 70,000円 中学生 70,000円

※内訳はセンター使用料、食費、ホームステイ宅使用料

※中途中止の場合、留学中の該当月までの月額を徴収します

- (2) 預かり金 15,000円～30,000円程度(月額平均)  
※内訳は、学校関係経費(教材費、学校給食費、PTA会費など)、個人消耗品費(学用品、医療費、衣料品費など)、個人活動費(スキーマのレンタル代金、リフト代、山小屋の宿泊費用、施設入場料等)  
※預かり金の管理は、一旦、保護者より指導員がお預かりし、個人別出納帳に記帳のうえ学期末に精算をし、残高と使途の報告をします。最終的な残高は、年度末に精算を行います。
- (3) 保護者会の会費(保護者会費) 15,000円程度(年額)
- (4) OB会の会費  
長期留学終了にともない山村留学生生活を修了する際にOB会を設立する。  
※今後、設立予定です。
- (5) なお、帰園と帰省については、常にセンターが集合・解散場所となります。センター(最寄りの駅)と家庭との往復旅費は保護者の負担となります。
- (6) 留学生は、健康保険証の本人用個人カードまたは遠隔地証明を持参するものとし、医療費は保護者負担となります。ただし、南砺市では現在、中学校卒業までのお子さん全ての医療費を無料化しています(保険診療分について無料となっておりますが、保険の対象とならない費用を自己負担する場合があります)。  
その南砺市発行の「子ども医療費受給資格証」は、本人用個人カードと一緒にしてセンターで管理します。
- (7) 留学生が、学校、センター施設及び公共の器物を破損した場合には、保護者はその補修の責を負います。

## 7. 一時帰宅及び留学中止の勧告

- (1) 留学生が他者の迷惑となる行動を起こしたり、通常の留学生活や活動において指導の限界を超えたりした場合は、保護者と相談のうえ、一時帰宅を勧告する場合があります。なお、一時帰宅中は通学校も休学になります。
- (2) 一時帰宅においても上記事案の改善が見られない場合は、留学中止を勧告する場合があります。
- (3) 保護者が本運営規則及び心得を守らず、長期留学の運営に著しく障害が生じた場合は、留学中止を勧告する場合があります。
- (4) 月謝を二ヶ月以上滞納し、かつ納入の見込みが立たない場合は留学中止勧告をする場合があります。

## 8. 傷害の補償

留学生は、留学中、特定非営利法人全国山村留学教会が運営する山村留学保障制度（引受保険会社、三井住友海上火災保険会社）に加入します。万一の事故に際しては、この範囲において補償します。

## 9. 入園誓約書の提出

留学に際しては、保護者及び保証人が本規則を承諾の上、指定の制約用紙に各自筆で記名押印のうえ、提出してください。